

市民税・県民税の申告 所得税等の確定申告

平成28年1月16日発行

市民税課

☎229-3130 FAX 229-3331

三重県教育文化会館と市内24カ所の出張会場で、申告相談会を開催します。

申告相談会場では、税務署職員や市職員がアドバイスしながら、会場備え付けのパソコンで申告書の作成をお願いしています。なお、出張会場によっては自身による手書きでの作成をお願いする場合があります。



会場によって、受け付けできる申告が異なります

市本庁舎会場では、市民税・県民税の申告のみ受け付けます。また、出張会場では次の申告は受け付けできません。三重県教育文化会館会場へお越しください。

- 青色申告
- 損失申告
- 株式や土地などの譲渡所得・山林所得・先物取引に係る雑所得のある申告
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 亡くなった人の申告
- 外国籍の人の申告
- 外国に住んでいる親族を扶養にとる人の申告
- 個人事業者の消費税・地方消費税・贈与税の申告
- 特定支出控除の適用を受ける申告

申告に必要な主なもの

- 印鑑(認め印)
- 給与、公的年金等の源泉徴収票、各種支払調書等収入の分かるもの(金額に関係なく全て必要)
- 営業、農業、不動産等の収支内訳書(自身で作成したもの)
- 各種控除証明書等(生命保険・地震保険の控除証明書など)
- 各種保険料納付済通知書等(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料納付証明書、任意継続保険料領収証など)
- 寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証など

今年から申告会場が変わります！

三重県教育文化会館

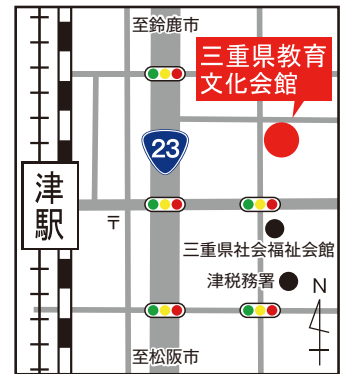
本館5階(桜橋二丁目142)

2月16日(火)～3月15日(火)

9:00～17:00(土・日曜日は除く)

※ただし、2月21日(日)・2月28日(日)は開設

- 会場の混雑の状況によっては、受け付けを早めに終了する場合がありますので、16時までにお越しください。
- 駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。



出張会場(市内24カ所) 次ページカレンダーのとおり

午前の部 9:00～12:00(受け付けは11:30まで)

午後の部 13:00～16:00

- 会場ごとに受付時間が異なります。
- 混雑状況によっては、午前中に受け付けをしても、申告・相談が午後になる場合があります。
- 久居公民館会場は、駐車場の少なく混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

- 平成27年中の医療費領収証(必ず事前に支払った医療費の合計と補てんされた金額の合計を集計してください)、おむつ証明書・ストマ用器具使用証明書など医療費控除に必要な各種証明書など
 - 所得税等が還付になる人は、申告者名義の口座番号が分かるもの
 - 昨年までにe-Tax(電子申告)を利用して申告した人は、利用者識別番号通知書と暗証番号の分かるもの(市民税・県民税の申告の場合は不要)
- ※申告内容によっては、他に書類が必要になることがあります。